

浜松市ネーミングライツ導入に関するガイドライン（一部抜粋）

財務部アセットマネジメント推進課

1 概要・目的

ネーミングライツは、本市の新たな財源を創出し、当該施設の良い管理運営を維持するとともに、民間事業者等の広告活動の機会を拡大し、地域経済活動を活性化することを目的とします。

なお、このガイドラインは、事業所管課等が実施するときの標準的な取扱事項等を記載したものです。

2 定義

ネーミングライツとは、市が民間事業者等と契約し、市の施設等に愛称を命名する権利を付与する制度です。市は命名権を取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツ パートナー」という。）から、命名権料（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、より良い施設運営に取り組むことができます。ネーミングライツ料については、原則、ネーミングライツを導入した施設の整備や管理運営に使用します。

本市の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる本市の施設、イベント等の公共性を損なわないようにしなければなりません。なお、市の施設の愛称について、市は積極的に使用しますが、原則、条例上の施設名称については変更を行いません。

3 導入の効果

ネーミングライツを導入することで、ネーミングライツパートナー、市民等・市への考えられるメリットは以下のとおりです。

(1) ネーミングライツパートナー

- ・命名した愛称を通じて、民間事業者等の名称や商品名の広告効果の期待
- ・市民等に地域貢献を PR
- ・民間事業者等のイメージアップ

(2) 市民等・市

- ・新たな歳入確保による、財源を活かした施設整備
- ・市が得た対価等は、原則ネーミングライツを導入した施設の整備や管理運営に使用
- ・施設の知名度や愛着度の向上

<中略>

9 愛称等の条件

(1) 使用できる愛称等

愛称等は、品位、公共性、公益性を妨げないものであって、次のいずれかに該当するものは除くものとします。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 政治性及び宗教性のあるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

- ⑤ 法令等で違反するもの
- ⑥ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ⑦ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑧ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ⑨ 社会的に不適切なもの
- ⑩ 国内世論が大きく分かれているもの
- ⑪ 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ⑫ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(2) 愛称等の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名変更などやむを得ない事情がある場合を除き、愛称の変更はできません。やむを得ない事情で愛称の変更を行う場合は、市と協議を行って決定します。

<以降省略>



↑<ホール西側壁面> 撮影：神間郁子

↓ネーミングライツサイン計画 看板設置可能場所 より南東方向からみた外観イメージ図



## はじめに

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。

そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要です。

文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しています。

### 「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて

◆なぜ今、**コミュニティ・スクール** と **地域学校協働活動** が必要なのか？

**背景** 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

◆教育環境を取り巻く状況

- 児童生徒数の減少
- 子供の規範意識等への課題
- 学校が抱える課題の複雑化・困難化

◆社会の動向

- 少子高齢化の進行
- グローバル化や情報化の進展
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下

◆教育改革の動き

- 「社会に開かれた教育課程」の実現など

◆地方創生の動き

- 学校を核とした地域の活性化

求められるものとは・・・

- ◆ これからの時代を生き抜く力の育成 (学校だけでは得られない知識・経験・能力)
- ◆ 地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として・・・

コミュニティ・スクール

地域学校協働活動

「目標」や「ビジョン」の共有

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現！

## 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

### 学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸術学習 など



### 放課後子供教室

- 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



### 地域未来塾

- 全ての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



### 家庭教育支援活動

- 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



### 学校に対する多様な協力活動

- 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供 など



### 地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



# エコ通勤のいいところ

## 時間の有効利用ができます。

電車やバスで通勤すれば、車内で読書もできます。車通勤の「渋滞でイライラ」からも開放されます。



## 健康増進にもつながります。

徒歩や自転車が健康的なのはもちろん、電車やバスでの通勤も、駅やバス停までは徒歩や自転車がお勧めです。目指せ、エコ通勤でダイエット！



## 安全・安心に通勤できます。

朝夕の通勤・帰宅の時間帯は交通事故の多発時間帯でもあります。公共交通を利用すれば、交通事故に遭遇する危険性が減りますし、事故の加害者になることもありません。



## おまけ

電車やバスで通勤すれば、仕事帰りに「ちょっと一杯」も大丈夫。でも、飲みすぎにはご用心。



## エコ通勤にご協力を

毎日エコ通勤するのは難しい。そんなときは、週1回でもエコ通勤をお試しください。

例えば、浜松市民のわずか5%が車利用をほんの少し控えるだけで、浜名湖の5分の1の面積に植林するのと同じ効果が得られます。

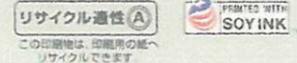
※浜松市民の5%が1年を通して毎日約10kmの移動を車からバスに変えた場合の値です。



あなたの「エコ通勤」が地球環境の保全につながっているのです。



浜松市役所 都市整備部 交通政策課  
〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2  
電話 053-457-2441 FAX 053-457-2345  
E-mail:kotsu@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 公共交通 E C O 通信

## ～公共交通でダイエット!?!?～

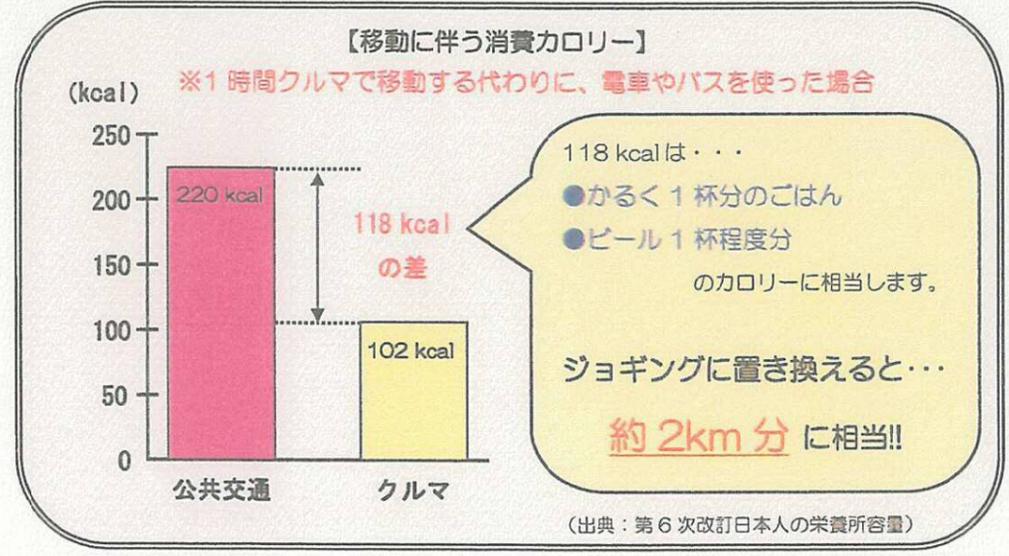
クルマを利用する場合、歩いて移動する範囲は、玄関から駐車場までや駐車場から目的地までにほぼ限られてしまい、あまり歩くことができません。一方、公共交通機関を利用する場合は、自宅から駅まで歩いたり、駅内の階段の上り下り、また、乗車中も車内が混み合えば立って乗車したりと、**運動量にかなりの差**が生じます。クルマはとても便利な乗り物ですが、それゆえに運動不足にもなりがちです。

★ 今回のテーマは・・・

けんこう  
**健康**



下の表をご覧ください。  
例えば 1 時間クルマで移動する代わりに、公共交通機関を使うと、それだけで消費カロリーは**2倍以上**にもなり、ちょっとした**ダイエット効果**が得られます。みなさんもクルマ利用を控えて電車・バスを使ってみることで、健康体質を目指しませんか!?



## 交通 ECO クイズ

上の表で示したとおり、1 時間クルマで移動する代わりに、電車やバスを使うと、消費カロリーは 1 日あたり「118kcal」の差が生じます。

Q:これを 1 年 365 日続けると、何キロの体脂肪を落とす効果に相当するでしょう?

- ① 約 1kg
- ② 約 2kg
- ③ 約 3kg
- ④ 約 4kg
- ⑤ 約 5kg

市HPより